「同居の親族」雇用実態証明書に関する提出書類のご案内

事業主と同居している親族は、原則として雇用保険被保険者となりません。

同居の親族の雇用保険被保険者資格取得については、「同居の親族」雇用実態証明書及び確認資料を提出していただき、内容を確認したうえで労働者性を判断します。

*「同居の親族の雇用保険被保険者資格簡易判定票」を参考にしてください。

《同居の親族を被保険者として申請するときの提出書類》

- ① 労働者名簿
- ② 出勤簿

資格取得日(または同居の親族となった日)から2ヶ月分及び最新の月

③ 賃金台帳

資格取得日(または同居の親族となった日)から2ヶ月分及び最新の月

- ④ 履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本)→法人の場合
- ⑤ 「同居の親族」雇用実態証明書
- ⑥【未取得の場合】

雇用保険被保険者資格取得届(様式第2号)

【取得済みの場合】

雇用保険被保険者証(様式第7号)

雇用保険被保険者資格取得確認通知書(事業主通知用)

雇用保険被保険者資格喪失届(様式第4号)

- ※①~④は、写し(コピー)を提出してください。
- ※①~③は、<u>親族以外の労働者(できるだけ同居親族と同等の者)の同期間分</u>の写しを ご提出ください。

春日市春日公園3-2 福岡南公共職業安定所 雇用保険適用課 TEL 092-513-8609(コード番号 21#)